

【議院運営委員会】

**○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
（議院運営委員長提出、衆法第8号）要旨**

本案の内容は次のとおりである。

- 一 議長、副議長及び議員の歳費の月額は、国会法第35条の規定にかかわらず、令和4年7月31日までの間は、歳費月額に100分の80を乗じて得た額とすること。
- 二 この法律は、令和4年1月1日から施行すること。